

事 務 連 絡
平成28年4月8日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局経済課長
厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課長

「特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例
（セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）」）の創設に伴う
所得控除対象製品調査について（協力依頼）

平成28年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）が公布され、「租税特別措置法」（昭和32年法律第26号）第41条の17の2において、「特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）」）が規定されました。この規定に基づき、平成29年1月1日以降の要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品（類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。）の購入費用について、所得控除を受けることができますようになります。（別添1参照）

本税制対象医薬品（以下「スイッチOTC医薬品」という。）については、「租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等」（平成28年厚生労働省告示第178号）においてその有効成分を定めているところです。国民に対して広く対象商品を周知し、税務署等での執行を円滑に行うため、具体的な商品の販売名等を厚生労働省のホームページ等で公表することを予定しております。（6月中下旬に公表予定。その後も2ヶ月に1回更新する予定。）

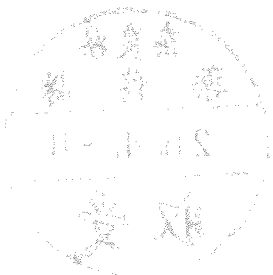
つきましては、スイッチOTC医薬品に関する調査を下記のとおり行いますので、貴管下の製造販売業者に対して、当該調査への対応を依頼していただきますようよろしくお願いいたします。

なお、日本製薬団体連合会会長・日本一般用医薬品連合会会長・日本チェーンドラッグストア協会会長に対しても、同様の事務連絡を行っております。



記

- 1 調査対象：スイッチOTC医薬品
(別添2の有効成分を含有する製剤)
- 2 調査依頼先：要指導医薬品及び一般用医薬品の製造販売業者
- 3 調査内容：スイッチOTC医薬品に該当する商品の販売名、有効成分名、承認権限、承認番号、承認年月日、医薬品銘柄コード等
- 4 回答方法等：別添「スイッチOTC医薬品（変更）届出書」に必要事項を記載の上、平成28年5月10日（火）までに以下の回答先に、各製造販売業者から直接提出をお願いします。なお、回答の際、メールの表題は「(事業者名) スイッチOTC医薬品（変更）届出書の送付」としていただきますようお願いいたします。
- 5 回答先：switchotc@mhlw.go.jp
- 6 備考：
 - ・6月中下旬に厚生労働省のホームページ等で公表するものに掲載するためには、5月10日までに提出いただく必要があります。5月10日以降も変更や追加がある場合は、随時、報告をお願いします。
 - ・厚生労働省のホームページ等で公表された内容に基づき税務署等の確認作業が行われることとなるため、本調査は非常に重要なものとなりますので、遺漏なきようにご対応をお願いします。
- 7 本件担当：厚生労働省医政局経済課調査統計係
電話 03-3595-2421（直通） FAX 03-3507-9041



セルフメディケーション（自主服薬）推進のためのスイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の創設

（所得税、個人住民税）

別添1

1. 大綱の概要

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、**健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組（※1）を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品（※2）の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（その金額が8万8千円を超える場合には、8万8千円）について、その年分の総所得金額等から控除する。**

（※1）特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診

（※2）要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品
（類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。）

（注）本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができない。

※セルフメディケーションは、世界保健機関(WHO)において、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と定義されている。

2. 制度の内容

■対象となる医薬品（医療用から転用された医薬品：スイッチOTC医薬品）について

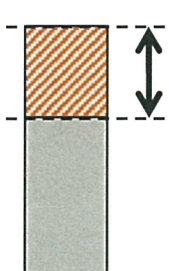
- スイッチOTC医薬品の成分数：82（平成27年12月1日時点）
 - － 対象となる医薬品の薬効の例：かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬
（注）上記薬効の医薬品の全てが対象となるわけではない
 - － 具体的な対象医薬品の範囲等は、税制改正法案成立後、関係者と協力して周知を行っていく。

本特例措置を利用する時のイメージ

- 課税所得400万円の者が、対象医薬品を年間20,000円購入した場合（生計を一にする配偶者その他の親族の分も含む）

20,000円
（対象医薬品の購入金額）

12,000円
（下限額）



- **8,000円**が課税所得から控除される
（対象医薬品の購入金額：20,000円－下限額：12,000円＝8,000円）
- 減税額
 - ・所得税：**1,600円**の減税効果（控除額：8,000円×所得税率：20%＝1,600円）
 - ・個人住民税：**800円**の減税効果（控除額：8,000円×個人住民税率：10%＝800円）

スイッチOTC医薬品について

平成 28 年 3 月 31 日時点

- スイッチOTC医薬品については、「租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等」（平成 28 年厚生労働省告示第 178 号）においてその有効成分を定めているところです。
- 同告示で定める有効成分を以下のとおり記載しております。これらの有効成分を含有するスイッチOTC医薬品について、別添 3 「スイッチ OTC 医薬品（変更）届出書」を作成してください。
- 一 アシクロビル
 - 二 アシタザノラスト
 - 三 L-アスパラギン酸カルシウム
 - 四 アゼラスチン
 - 五 アモロフィン
 - 六 アルミノプロフェン
 - 七 アンブロキソール
 - 八 イコサペント酸エチル
 - 九 イソコナゾール
 - 十 イソチペンジル（歯痛・歯槽膿漏薬に限る。）
 - 十一 イブプロフェン
 - 十二 イブプロフェンピコノール
 - 十三 インドメタシン
 - 十四 ウフェナマート
 - 十五 エキサラミド
 - 十六 エコナゾール
 - 十七 エバスチン
 - 十八 エピナスチン
 - 十九 エブラジノン
 - 二十 エメダスチン
 - 二十一 オキシコナゾール
 - 二十二 オキシメタゾリン
 - 二十三 オキセサゼイン
 - 二十四 カルボシステイン
 - 二十五 クロトリマゾール（膈カンジダ治療薬に限る。）

- 二十六 クロモグリク酸
- 二十七 ケトチフェン
- 二十八 ケトプロフェン
- 二十九 ゲファルナート
- 三十 シクロピロクスオラミン
- 三十一 ジクロフェナク
- 三十二 シメチジン
- 三十三 ジメモルファン
- 三十四 スルコナゾール
- 三十五 セチリジン
- 三十六 セトラキサート
- 三十七 ソイステロール
- 三十八 ソファルコン
- 三十九 チオコナゾール
- 四十 チキジウム
- 四十一 チメピジウム
- 四十二 テプレノン
- 四十三 テルビナフィン
- 四十四 トラニラスト
- 四十五 トリアムシノロンアセトニド
- 四十六 トリメブチン
- 四十七 トルシクラート
- 四十八 トロキシピド
- 四十九 ニコチン
- 五十 ニザチジン
- 五十一 ネチコナゾール
- 五十二 ピコスルファート
- 五十三 ビソキサチン酢酸エステル
- 五十四 ビダラビン
- 五十五 ヒドロコルチゾン酪酸エステル
- 五十六 ビホナゾール
- 五十七 ピレンゼピン
- 五十八 ピロキシカム
- 五十九 ファモチジン
- 六十 フェキソフェナジン
- 六十一 フェルビナク

- 六十二 ブチルスコポラミン
- 六十三 フッ化ナトリウム (洗口液に限る。)
- 六十四 ブテナフィン
- 六十五 プラノプロフェン
- 六十六 フラボキサート
- 六十七 プレドニゾロン吉草酸エステル
- 六十八 ブロムヘキシシ
- 六十九 ベクロメタゾンプロピオン酸エステル
- 七十 ヘプロニカート
- 七十一 ペミロラストカリウム
- 七十二 ポリエチレンスルホン酸
- 七十三 ポリエンホスファチジルコリン
- 七十四 ミコナゾール
- 七十五 メキタジン
- 七十六 メコバラミン
- 七十七 ユビデカレノン
- 七十八 ラニチジン
- 七十九 ラノコナゾール
- 八十 ロキサチジン酢酸エステル
- 八十一 ロキソプロフェン
- 八十二 ロペラミド

(平成 28 年 3 月 31 日時点)

平成 年 月 日

会社名 _____
 代表者名 _____
 担当者 所属部署 _____ 連絡先 TEL _____
 氏名 _____ E-mail _____

スイッチ OTC 医薬品（変更）届出書

No.	販売名	有効成分名 ※別添2にある有効成分のみ を記載すること	承認権限 (大臣/知事) ※承認時点における承 認権者を記載 ※知事承認の場合は 都道府県名	承認番号	承認年月日	医薬品銘柄コード (経済課コード)	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

(注意)

- 1 販売名欄等には承認内容を正確に記載をすること。
- 2 変更を届け出る場合、販売名変更や販売中止となった場合には、備考欄にその旨記載をすること。